

日野市子ども条例

(育つ権利)

第13条 子どもは、健やかに成長するために、主に次に掲げる権利があります。

- (1) 社会の一員としての適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけ、自覚と責任をもつよう育てられること。
- (2) よい環境の中で人と協調して生きること。
- (3) 個性や他の人との違いが大事にされ、自分らしく生きていくこと。
- (4) 安心して居られる場所があること。
- (5) 学ぶこと、遊ぶこと、休息すること。
- (6) さまざまな社会体験、自然体験をすること。
- (7) 文化、芸術、スポーツに参加すること。
- (8) 伝統や習慣を学び、地域社会の中で育っていくこと。
- (9) 自分に関することについて自分の意見を言い表すこと。
- (10) 自分の考えや自分に関することを年齢と発達状況に応じて、自分で決めること。
- (11) 必要な情報を受けられること。
- (12) 必要とするとき、相談、支援、助言を受けられること。